

令和7年度 一般会計 歳出 第2款6項1目 政策経営推進費 12節(18) その他業務委託料2イベント・研修等企画運営業務委託

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 政策経営局男女共同参画推進課 担当者名 赤間 電 話 671-2017
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 地域防災における男女共同参画の視点からの防災事業業務委託

2 履 行 場 所 横浜市内

3 履行期間 ■期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
又は期限 □期限 年 月 日 まで

4 契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 ■ 不要
□ 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
地域防災拠点運営委員長等を対象とした「男女共同参画の視点を取り入れた
防災研修」の実施

8 部 分 払

☐ す る (回以内)

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
拠点運営委員会への理解促進		1	式			仕様書 1 (3) ア
女性委員向け連続講座		1	式			仕様書 1 (3) イ
業務価格 計						
消費税等相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

地域防災における男女共同参画の視点からの防災事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

市民が、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災拠点運営の必要性を理解し、また、女性の地域防災の担い手の確保・育成のため、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を実施する。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業内容

(1) 研修の概要

ア 男女共同参画の視点を取り入れた防災研修（全体研修）

実施時期 令和8年1～2月、全1回

研修時間 2時間～3時間

研修場所 男女共同参画センター横浜北等

定 員 150名（先着）

対 象 全区の地域防災拠点運営委員長、委員、その他関心のある方等

研修内容 男女共同参画の視点を取り入れた防災研修

留意点

- ・講師は「男女共同参画の視点を踏まえた防災」に知識・知見を有する者を選定すること
- ・研修のねらいは拠点運営委員長等が男女共同参画の視点を取り入れた防災の重要性について理解を深めることとする。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災の重要性について理解啓発を行い、女性と男性、双方が意思決定に関わることの意義について、過去の災害での事例、データ等を踏まえた内容とすること。
- ・男女ニーズの違いや、女性や、乳幼児・妊産婦・高齢者への配慮など多様な視点を踏まえた内容とすること。
- ・被災地での事例についても内容に盛り込むこと。
- ・本市の地域防災の課題や現状を踏まえ、地域防災拠点の取組に生かせる内容とすること。
- ・質疑応答の時間を設け、受講者の質問に対して対応できるようにすること。

イ 女性の防災担い手研修

研修回数 令和7年9月～11月、全3回（連続講座）

研修時間 各回2～3時間

研修場所 男女共同参画センター横浜北等

定 員 50名（1拠点2名まで、市の指定する4区合同での実施を想定）（先着）

研修対象 市の指定する4区の女性の拠点運営委員等、地域防災に関心のある女性

研修内容 地域防災における男女共同参画の重要性について

留意点

- ・研修のねらいは、女性委員が拠点運営や地域防災について必要な知識を得てスキルアップすることで、拠点運営について意見を提案できるようになるよう支援することとする。
- ・市内の地域防災拠点の女性委員等を講師として派遣し、事例報告を行うこと。その上で、受講者と意見交換を行う内容を取り入れること。
- ・コミュニケーションスキル向上の内容を盛り込み、コミュニケーションスキル・ファシリテートについて、専門的な知識を有する講師を派遣すること。
- ・受講者の地域で取り組みたい内容を検討し、共有する内容を盛り込むこと。
- ・受講後のフォローアップとして、女性委員のネットワークを形成し、事例共有ができるようにすること。

(2) 研修の企画

研修の企画にあたっては、3 (1) に示した研修内容や留意点を踏まえること。研修内容については、契約締結後速やかに案を委託者に提出し、委託者と十分に協議の上で決定する。開催日程・場所についても、委託者及と協議の上、決定する。

(3) 業務スケジュール管理

本委託において、実施スケジュールは下記を想定している。これを踏まえ、契約締結後速やかに委託者と研修等の日程について調整し、本業務に係る全体の工程表を作成し、委託者の承認を受けること。

受託者は工程表に基づき業務スケジュールを管理し、スケジュールに変更が生じた場合は随時工程表を更新し、委託者と共有すること。

【実施スケジュール（予定）】

時期	内容
6 月	地域防災拠点総会周知
7 月 1 日～	「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」受付開始
7 月 1 日～8 月 20 日	「女性の防災担い手研修」申込受付、受講者決定
7 月～8 月	研修内容検討
9 月～11 月	女性の防災担い手研修第 1 回実施
	女性の防災担い手研修第 2 回実施
	女性の防災担い手研修第 3 回実施
12 月 12 日	「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」申込期限
1 月	受講者に研修のリマインド
1 月～2 月	「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」（1 回）実施
2 月	実績報告書作成、参加者数集計、アンケート分析
3 月	次年度事業検討、実績報告書の提出

(4) 講師の選定・依頼等

受託者は実施内容・目的にふさわしい「男女共同参画の視点を踏まえた防災」に知識・知見を有する講師を選定し、委託者と協議のうえ決定すること。講師謝金、交通費等、講師派遣に係る

費用は受託者の負担とする。

(5) チラシ及び資料等の作成

受託者は地域防災拠点に受講者の推薦を依頼するためのチラシと申込書を委託者と協議の上、作成すること。チラシについては下記の内容を記載すること。

【記載事項】講座名、開催趣旨、受講対象者、開催日時・内容、会場、主催者、申込方法、申込期間、その他委託者が指示する事項

また、チラシや申込書、研修資料については、配布開始日の5日前（土日祝は含まない）までに内容の変更が可能な状態で案を委託者に提出し、委託者が内容を確認できるようにすること。依頼文などは委託者が各区を通じて案内する。

研修資料としては、「次第」「講師資料」「アンケート」「シナリオ（従事者用）」を用意すること。

(6) 受講者のとりまとめ

受講申込については横浜市電子申請システム及びFAXを利用することとし、FAXについては受託者が受け付けをし、申込状況を適宜委託者に共有すること。なお、横浜市電子申請システムのフォームは委託者が作成し、二次元コードを提供する。

(7) 受講料

研修の受講に係るテキスト代、教材費、会場使用料も含め、受講料は徴収しないこと。

(8) 研修会場及び利用設備等の手配及び運営

研修会場及び付帯設備等（PC、プロジェクター、マイク、音響、大型プロジェクター等）の手配を行い、その際の経費は受託者の負担とすること。

ただし、横浜市主催事業のために使用料が減免となる会場については、受託者の依頼を受け、委託者が使用料減免申請を行う。

研修開催日には、会場の設営を行い、受講者及び担当者分の研修資料を準備し研修の運営を行うこと。会場準備・運営のため、受託者は研修当日の従事者を必要人数分確保すること。

(9) アンケート実施及び集計・分析

研修実施の際は、アンケートを作成し、実施すること。

アンケートの内容は、受講者の研修前後の意識変容を把握できるような項目とし、委託者と協議して決定すること。

アンケート結果については各研修の全日程終了後1か月以内に集計結果を委託先に共有すること。

(10) 研修報告書の作成

研修の全日程の終了後すみやかに、研修概要、各回実施内容・アンケート分析結果、事業の実施効果を報告書にまとめ、Word または PowerPoint の形式で委託者に提出すること。

4 委託料の支払い

委託料は「報告書」及び「委託完了届出書」を提出後、検査終了を経て、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

5 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。

但し、委託契約約款のうち第5条第1項及び第2項については、3(1)のア、イには適用せず、研修で使用するテキスト及びワークシートの等の著作権は作成者に帰属し、公表する場合は、委託者と受託者で協議することとする。

- (2) 市ウェブサイトや報告書、研修記録等の印刷物等に、講師名及び所属名（企業名）を掲載するため、事前に講師の了承を得ること。

- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務上生じた疑義については、委託者と協議の上決定すること。